

看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業者募集に係る評価項目

大項目	中項目	小項目	評価のポイント
I 法人の経営等	1 経営の安定性	財務状況	短期安定性。流動比率が 120 パーセント以上か。 ※算出式 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100 (%)
			長期安定性。自己資本比率が 50 パーセント以上か。 ※算出式 自己資本比率 = 純資産 ÷ 資産総数 × 100 (%)
			長期安定性。固定長期適合率が 100 パーセント以下か。 ※算出式 固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100 (%)
	2 社会福祉法人の運営	介護保険法に基づく監査の結果	過去 6 年間の介護保険法に基づく監査において、文書指摘事項はないか。
		老人福祉法に基づく監査の結果	過去 6 年間の監査（一般監査・特別監査）において、文書指摘事項はないか。
		高齢者虐待防止法に基づく立入調査の結果	過去 6 年間の高齢者虐待防止法に基づく立入調査において、虐待認定されたか。
		職員の処遇	処遇改善加算取得の状況
		職員の負担軽減	介護ロボット又は ICT を活用しているか。
	3 地域における貢献	福祉避難所	本市と福祉避難所の指定に関する協定を締結しているか。
		津波避難ビル	応募事業者が運営する施設等が「津波避難対象地域」「津波注意地域」に含まれている場合は、本市と津波避難ビルの指定に関する協定を締結しているか。
II 施設整備運営方針		全体コンセプトほか	看多機の運営にあたっての全体のコンセプト及び運営規定（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 182 条において準用する同基準第 81 条）において定めるべき重要事項等を十分に検討しているか。 整備予定地が「津波避難対象地域」「津波注意地域」に含まれている場合は、津波避難の備えを十分に検討しているか。

大項目	中項目	小項目	評価のポイント	
Ⅲ 整備予定地		立地条件	施設が住宅地等の地域とつながりを保つことのでき、施設の機能を十分に果たせる位置にあるか	
		公共交通機関の利便	整備予定地の起点を建物玄関（基本設計ベース）として、半径 500 メートル以内に鉄道・バスの駅又は停留所があるか。	
Ⅳ 施設計画	1 設備	宿泊室	利用者のプライバシーが守る仕様となっているか。	
		2 職員	採用	職員の採用方針、計画が具体的かつ実現性が高いものであり、質の高い訪問介護職員等を予定人数確保できるか
			配置	訪問看護職員等の配置が手厚いか
			処遇	職員の離職防止のための取り組み（処遇改善や研修実施等）が適切であるか
	3 障害者	障害者への配慮	障害者に配慮した設計、仕様等（光、音による警報設備の整備等）を取り入れているか。	
	4 周辺への影響	周辺への影響	看多機の施設の建設により、日照、風通し、テレビ電波受診障害等の問題が生じるおそれはないか。	
	5 危機管理	災害備蓄	少なくとも 3 日間過ごせる量の食糧、水及び常備薬等を備蓄しているか。	
		電源の確保	自家発電により電源を確保できるか。	
6 耐震性	既存建物の耐震性	既存建物による「新設」「増床」の場合、最新の耐震性を確保しているか。		
Ⅴ 資金計画		資金計画	本計画に係る施設整備資金及び運営資金を保有しているかどうか。	
		借入金	施設整備資金及び運営資金が不足しており、借入を行う場合は返済が可能な実現性のある資金計画となっているか。	